

事前評価票

施策等名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定	担当課 (担当課長名)	総合政策局 政策課(課長 瀧口敬二) 交通消費者行政課(課長 奥田哲也) 住宅局 建築指導課(課長 小川富由)
施策等の概要	高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。		
施策等の目的	高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保し、一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。		
関連する政策目標	[2]バリアフリー社会の実現		
関連する業績指標	(2) 1日当たりの平均利用者数が5000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 (3) 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 (4) 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 (5) バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合		
指標の目標値等	(2) 旅客施設の段差解消…7割強(平成19年度) 視覚障害者誘導用ブロック…8割強(平成19年度) 道路…約5割(平成19年度) 建築物…約4割(平成19年度) 住宅…約1割(平成19年度) (3) 建築物…30%(平成20年度) (4) 低床バス…30%(平成17年度) ノンステップバス…10%(平成17年度) 福祉タクシー…10000両(平成17年度) (5) 鉄軌道車両…20%(平成17年度) 旅客船…25%(平成17年度) 航空機…35%(平成17年度)		
施策等の必要性	○ <u>目標と現状とのギャップ</u> 平成6年にハートビル法が、平成12年に交通バリアフリー法がそれぞれ制定されたことに伴い、高齢者、障害者等を対象とするバリアフリー化の取組みは着実に進められてきたところであるが、我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大している。一方本年は、交通バリアフリー法施行5年後の見直しの年に当たり、より総合的・一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることが必要となっている。		
	○ <u>原因分析</u> 今般、交通バリアフリー法附則第3条の規定を踏まえ、同法の施行から5年を経過するに当たり、検討を行った結果、		
	① 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられるもの又は通常利用されると考えられる施設のうち、新設又は改良時にバリアフ		

り化のための基準に適合することが求められるものが、旅客施設及び車両等並びに建築物に限られていること

② 交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想において、既存施設等を中心に重点的にバリアフリー化を図る事業（特定事業）を実施する重点整備地区が、旅客施設とその周辺の徒歩圏に限られていること

③ 特定事業の対象が旅客施設、道路等に限定されており、道路から建築物に至る経路のバリアフリー化と一体的に実施されることまでが制度的に担保されておらず、境界線に段差が残っていたりする等、連続的なバリアフリー化の確保が十分ではないこと

が明らかになった。

○課題の特定

上記問題点に対応するため、

① 現行法で対象とされている旅客施設、車両等及び建築物に限らず、高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得るもの、あるいは日常生活及び社会生活において利用し得る施設については幅広くバリアフリー化の対象とすることが必要。

② 旅客施設とその周辺の徒歩圏に限らず、旅客施設が周辺に存在しないものの、高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用すると考えられる施設が徒歩圏内に集合している地区においてもバリアフリー化の対象とすることが必要。

③ 連続的なバリアフリー化を確保するための地域住民等の主体的な協定に対して特別な効力を付与するなど、公的な規制のみならず民間の力も活用することが必要。

○導入する施策の具体的内容

交通バリアフリー法及びハートビル法の施策に加えて以下の施策を実施する。

① 移動等円滑化のための施設等の構造等に関する基準への適合を義務付ける対象として、現行の交通バリアフリー法とハートビル法で定める旅客施設、車両等及び建築物に加え、新たに道路、路外駐車場及び公園施設を定める。

② バリアフリー化を重点的に進めていく重点整備地区を定めるに当たり、移動のための施設及び当該旅客施設から徒歩圏にある目的地の施設との間の経路のみならず、利用を目的とした施設及びこれらの間の経路についても、重点整備地区を設定できるように要件を改める。また、市町村が定める重点整備地区において移動等円滑化のための特定事業を実施することとなる者として、現行の交通バリアフリー法で定める公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会に加え、新たに路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等を定める。

③ 重点整備地区内の土地所有者等は、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする。その認可を受けた協定に対しては承継効を付与することとする。

社会的ニーズ

ハートビル法及び交通バリアフリー法によってバリアフリー化の取組みは着実に進められてきたところであるが、急速な高齢化の進展に対応するためには、旅客施設、車両及び建築物に加え、その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用しうる施設についても幅広く移動等円滑化を図る必要がある。

行政の関与

地方公共団体が中心となって地域住民や事業者と共同して構想を作成し、事業を実施することによって、個々の地域の実情に応じたバリアフリー化を進展させることが可能になる。また、それら事業の適確な実施を担保するために、行政による施設設置管理者への適切な関与が必要。

国の関与

本施策は、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー社会の構築を目指すものであり、非常に高い公益性を有するとともに、本格的な高齢社会に対応するための緊急性をも有するものであるため、法律という形で一定のルールを定めておくことが必要である。

<p>施策等の効率性</p>	<p><効果></p> <p>①高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設についてより幅広くバリアフリー化が促進されることで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用が確保される。</p> <p>②移動等円滑化の必要な一定の地区について、既存の施設をも含めた一体的かつ連続的なバリアフリー化を促進することで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用がより一層確保される。</p> <p>③施設間の境界線部分の段差が無くなることや地下から地上までの垂直移動が確保されること等が期待でき、一体的かつ連続的なバリアフリー化された経路が安定的・永続的に確保される。</p> <p><負担></p> <p>①公共交通事業者及び建築主等については、従来からハートビル法及び交通バリアフリー法により新設等に際し基準適合義務が課されていたところ。一方、民間事業者に対する負担としては、新たに路外駐車場管理者に対し基準適合義務が課されることとなるが、全ての路外駐車場に対してではなく、移動等円滑化が必要なものに限って課されるものであるから、負担は必要最小限のものである。</p> <p>②公共交通事業者については従来から交通バリアフリー法において同様の基本構想制度に基づく特定事業の実施が求められていたところ。また、市町村が基本構想を作成する際には、特定事業を行うこととなる者が参加する協議会における協議を経るか、又は、これらの者と個別に協議を行わなければならないこととされており、協議が調った事項についてのみ基本構想に定められることとなるので、施設設置管理者に一方的な負担を課すものではない。</p> <p>③協定の締結は義務ではなく当事者間の合意によるものであり、また、協定内容についても一定の要件を満たしていれば市町村長は認可しなければならないこととされていることから、負担は必要最小限のものである。</p> <p><代替手段との比較考量></p> <p>①現行の交通バリアフリー法及びハートビル法においても公共交通事業者及び建築主等に対する基準適合義務を規定している。</p> <p>②現行の交通バリアフリー法においても基本構想が定められた場合には、公共交通事業者等は特定事業を実施することとされている。</p> <p>③行政による認可制度により当事者間の協定に特別な効力を付与する類似の制度として、建築協定（建築基準法）、緑地協定（都市緑地法）、景観協定（景観法）がある。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等をとることによって、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進し、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（抄）附則第3条</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>※本法においても同様の規定を設ける。</p>